

今から備えるインボイス (適格請求書等保存方式)

**先手
必勝!** 消費税対応は
まず事業者登録から

令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタート!

消費税の新制度への対応には、事前準備が必要です。
まずは、事業者登録の申請を早めに行いましょう。



[日時] 令和4年2月18日(金)
17時30分～20時00分

[会場] ホテル・レクストン鹿児島「フリージア」

講師 税理士 ^{ぬくみ} 貫見 ^{まさよし} 昌良

re3t-nkm@asahi-net.or.jp

税理士法人 さくら優和パートナーズ

鹿児島市東開町3番地170

(099) 260-0100

参考資料

- ・国税庁 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 他
- ・TKC 消費税インボイス制度特集号

2022/2/18